

令和3年9月29日
経済局観光政策課
電話 220-2194

市長臨時記者会見資料

五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業（第3弾）の開始について

昨日（9月28日）、石川県内における新型コロナウイルスの感染状況がステージ2・「感染拡大注意報」に移行し、9月30日をもって本市に適用されている「まん延防止等重点措置」が解除されることから、県内の感染状況が悪化しないことを前提に、五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン事業（第3弾）を下記のとおり開始します。

1 予約開始日

令和3年10月8日（金）

2 実施期間

令和3年10月8日（金）宿泊分から令和4年1月31日（月）宿泊分まで

3 対象となる利用者の居住地域

石川県内の居住者に限定し開始

※ 感染状況等を踏まえ、今後、対象地域の拡大を判断

4 割引額

旅行プラン代金	割引額
2万円以上	1万円
1万円以上2万円未満	5千円
6千円以上1万円未満	3千円

※ 第2弾と変更なし

5 参加要件（新規）

「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得した宿泊施設

6 その他

石川県の県民向け県内旅行応援事業（県民割第3弾）との併用は可能

令和3年9月29日
経済局商工業振興課
電話 220-2193

市長臨時記者会見資料

金沢市飲食店応援クーポンの使用開始について

9月30日をもって、本市に適用されている「まん延防止等重点措置」が解除され、飲食店に対する営業時間の短縮等の要請が全て解除されることから、客足の回復や顧客の獲得等を支援する金沢市飲食店応援クーポンの使用を開始します。

1 交付内容

1店舗あたり10万円分（1,000円のクーポン券 × 100枚）

2 対象店舗

県からの営業時間の短縮や酒類の提供自粛の要請に全面的に協力し、金沢市飲食店まん延防止緊急支援金の支給を受けた店舗

3 使用期間

令和3年10月1日（金）から令和4年1月31日（月）まで

＊本日9月29日（水）より、各店舗にクーポン券を送付開始

4 申請期限等

(1) 申請期間 令和3年10月31日（日）まで

(2) 申請方法 専用サイトによる電子申請又は郵送

5 問い合わせ先

金沢市飲食店応援クーポン事業事務局（(株)金沢商業活性化センター）

・専用サイト [https://www.ks-ouencoupon.com]

・専用ダイヤル [080-2958-4571（平日9:00～17:00）]

市長臨時記者会見資料

「まん延防止等重点措置」の終了に伴う本市施設の対応等について

本市が指定区域となっている「まん延防止等重点措置」が9月30日（木）をもって終了することに伴い、10月1日（金）から以下のとおり対応いたします。

(1) 本市施設の開館等について

① 別紙の施設について、通常どおり開館いたします。

② 金沢21世紀美術館や金沢歌劇座、スポーツ施設など貸館業務を行っている施設についても、通常の利用を開始いたします。

※ なお、一部施設では、業種別ガイドラインに沿って利用を制限する場合がありますので、詳細につきましては、各施設へお問い合わせください。

(2) その他について

消灯していました橋梁・緑地等のライトアップを再開いたします。

10月1日(金)から開館する施設一覧

金沢美術工芸大学 柳宗理記念デザイン研究所	尾張町老舗交流館
金沢能楽美術館	長町武家屋敷休憩館
金沢市立中村記念美術館	ひがし茶屋休憩館
金沢くらしの博物館	西茶屋資料館
金沢市立安江金箔工芸館	足軽資料館・旧加賀藩士高田家跡
金沢ふるさと偉人館	医王の里
泉鏡花記念館	栗崎やすらぎの林ふれあいゴルフ広場
金沢湯涌夢二館	金石・大野やすらぎの林ふれあいゴルフ広場
金沢蓄音器館	専光寺ふれあいの森ふれあいゴルフ広場
前田土佐守家資料館	金沢市老人福祉センター万寿苑
室生犀星記念館	金沢市老人福祉センター松寿荘
徳田秋聲記念館	金沢市老人福祉センター鶴寿園
金沢市老舗記念館	卯辰山公園健康交流センター千寿閣
金沢文芸館	金沢健康プラザ大手町 健康スタジオ
金沢湯涌江戸村	金沢駅こどもらんど
鈴木大拙館	城北児童会館
谷口吉郎・吉生記念金沢建築館	教育プラザ此花 体育館
寺島蔵人邸	教育プラザ富樫 体育館
西部市民憩いの家	金沢市企業局ガスショールーム
埋蔵文化財センター	
埋蔵文化財収蔵庫	

計 40施設

市長臨時記者会見資料

**本市が指定地域となっている「まん延防止等重点措置」の解除を踏まえた
金沢市立学校の対応等について（令和3年9月29日時点）**

9月30日をもって、本市が指定地域となっている「まん延防止等重点措置」が解除されることを踏まえ、引き続き学校内での感染防止を図るとともに、児童生徒の学びを保障する観点から、金沢市立学校においては10月1日から以下のとおり対応することとします。

	【変更前】		【変更後】
1 通常の授業について			
長時間、近距離で対面形式で行うグループ活動など、感染リスクの高い活動	活動の自粛	➡	感染症対策を講じたうえで徐々に実施
2 校外での学習活動について			
宿泊を伴う活動	延期 または中止	➡	慎重に判断し実施可
3 部活動について			
活動時間の扱い	平日1時間 休日2時間	➡	平日2時間程度 休日3時間程度
市内における練習試合の実施	不可	➡	感染症対策を講じたうえで実施可

＜これまで同様、引き続き実施する感染対策＞

(1) 学校における感染症対策について

- ・国の衛生管理マニュアル・本市ガイドライン及び各通知等を遵守し、引き続き万全を期す。

(2) 感染者が判明した際の臨時休業措置について

- ・保健所の調査が行われる間、一旦、学校全体を臨時休業とする。
- ・調査結果を踏まえ、学級閉鎖や学年閉鎖の実施、学校全体の臨時休業の延長、あるいは濃厚接触者等のみのお出席停止など必要な措置を行う。